

チアフル（生活介護・就労継続支援B型） サービス重要事項説明書

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、社会福祉法第76条及び第77条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 サービスを提供する事業者

経営事業者の名称	社会福祉法人チハヤ会
法人所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609番地
代表者名	理事長 大澤賢一
法人設立年月	昭和41年3月8日

2 利用施設とサービスの目的・運営方針

事業指定	指定障害福祉サービス事業所	平成27年4月1日指定 事業所番号 1011200316
事業所の名称	チアフル	
事業所の所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3592番地3	
電話番号	0277-47-7177	
FAX番号	0277-47-7178	
管理者	大矢英夫	
サービス管理責任者	藍原宣之	
サービスの実施地域	みどり市、桐生市、伊勢崎市赤堀地区、太田市藪塚地区	
主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者	
サービスの種類 及び定員	・生活介護	10名
	・就労継続支援B型	10名
事業の目的	社会福祉法人チハヤ会が設置経営する障害福祉サービス事業所において、指定障害福祉サービス事業の生活介護及び就労継続支援B型を、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立って適切に提供する事を目的とする。	
事業所運営の方針	指定生活介護の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。	

3 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

本体建物	構 造	木造 平屋建
	延べ床面積	441.37 m ²
敷地面積		1977.83 m ²

(2) 主な設備

居室の種類	室 数	備 考
指導訓練室	1 室	51.13 m ² ※放課後等デイサービスで使用。
訓練作業室 1	1 室	40.36 m ²
訓練作業室 2	1 室	43.47 m ²
多目的室	1 室	64.59 m ²
相談室	1 室	9.93 m ²
静養室	1 室	9.93 m ²
女子トイレ	1 室	9.1 m ²
男子トイレ	1 室	10.76 m ²
多目的トイレ	1 室	3.31 m ²
シャワー室	1 室	5.79 m ²
調理実習室	1 室	31.05 m ²

※ 当事業所では、県条例が定める設置基準を遵守し、指定障害福祉サービスの提供に設置が義務付けられている設備を設置しています。

4 サービス提供職員の設置状況

(1) 職員の員数

職 種	員 数	常 勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼任	専従	兼任	
【共通】						
管理者	1		1			
サービス管理責任者	1		1			
【生活介護】						
生活支援員	3	2		2		3.2
看護師	1			1		0.4
【就労継続支援B型】						
職業指導員	1	1				1.0
生活支援員	1			1		0.2

※ 当事業所では、県条例の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者	8：30～17：30
サービス管理責任者	8：30～17：30
生活支援員	常勤 8：30～17：30 非常勤 9：00～15：30
職業指導員	常勤 8：30～17：30 非常勤 9：00～15：30
看護職員	9：00～12：30

5 営業日と営業時間

生活介護 就労継続支援B型	<p>営業日 月曜～金曜（国民の休日、8月13日～16日、12月29日～1月3日を除く）</p> <p>営業時間 9：00～17：00</p> <p>サービス提供時間 9：30～15：30</p> <p>※事業所が必要と認めた場合は営業日を変更することがあります。</p>
------------------	--

6 サービス提供の内容

(1) 自立支援給付費対象サービス

種 類	内 容
個別支援計画	サービス管理責任者が法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、支援計画の作成、モニタリングを定期的実施し、利用者の同意をいただき、全てのサービスは個別支援計画に基づいて行われます。
健康管理	日常生活上必要な健康管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のために適切な支援を行います。利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関に連絡等を行います。
介護	適切な技術をもって、利用者の心身の状態に応じて自立の支援や日常生活の充実の為の支援を行います。排泄や食事の自立に必要な支援や衣類の着脱、整容などの日常生活に必要な支援を適切に行います。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し適切な相談助言、援助を行います。
作業訓練	一般就労や福祉的就労、就労系サービス利用に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	事業所内で生産活動と創作活動を提供します。 ①企業等からの受託軽作業 ②企業等からの受託配送作業 等

工賃の支払い	上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として生産活動に従事している利用者に支払います。就労継続支援B型においては1月あたりの工賃の平均額は3千円を下回らないものとしします。
実習及び求職活動等の支援 (就労継続支援B型)	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や求職活動の支援の実施を行います。利用者が計画に沿って実習ができるよう、実習の受け入れ先の確保を行います。
職場定着のための支援 (就労継続支援B型)	利用者の職場安定を促進するためにハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係職員と連携を取りながら求職活動支援の実施を行います。
送迎サービス	自主通所ができない場合は希望により送迎を行います。送迎車両への乗降場所については、送迎時間や他の利用状況により相談の上、決定させていただきます。利用料は無料です。 自主通所を希望の場合は、十分安全に留意していただき、通所してください。通所中の事故等につきましては当事業所では責任を負いかねます。あらかじめご了解ください。

(2) 自立支援給付費対象外サービス

種 類	内 容
社会生活上の便宜	クラブ活動、その他日常生活を充実させるためのレクリエーションや外出行事を企画します。(費用がかかる場合があります。)
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日用生活品の購入代金や日常生活に要する費用で負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。

※ 全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7 利用料金

(1) 自立支援給付費対象サービスの利用料金

項 目	サービス料金	
【生活介護サービス】		
生活介護サービス費	区分6	1,283単位/日
	区分5	963単位/日
	区分4	683単位/日
	区分3	613単位/日
	区分2以下	561単位/日
人員配置体制加算	I	51単位/日
	II	181単位/日

福祉専門職員配置等加算	I	15単位/日
	II	10単位/日
初期加算		30単位/日
訪問支援特別加算	1時間未満	187単位/回
	1時間以上	280単位/回
欠席時対応加算		94単位/日
送迎加算	I	21単位/回
	II	10単位/回
福祉・介護職員処遇改善加算（I）		上記合計の42/1000
【就労継続支援B型サービス】		
就労継続支援B型サービス費（I）	工賃2万円以上3万円未満	597単位/日
	工賃1万円以上2万円未満	586単位/日
	工賃5千円以上1万円未満	571単位/日
福祉専門職員配置等加算	I	15単位/日
	II	10単位/日
初期加算		30単位/日
訪問支援特別加算	1時間未満	187単位/回
	1時間以上	280単位/回
欠席時対応加算		94単位/日
目標工賃達成指導員配置加算		89単位/日
送迎加算	I	21単位/回
	II	10単位/回
福祉・介護職員処遇改善加算（I）		上記合計の52/1000

※ 1単位は、10.00円。

※ 上記のうち、該当する項目の利用日数に応じたサービス料金の1割が利用者負担額になりますが、利用者世帯の収入状況に応じて市町村長が定めた利用者負担上限月額が各月の上限になります。

（2） 自立支援給付費対象外のサービス利用料金

項目	金額
弁当代	実費
日用品費	実費
クラブ活動やレクリエーションの材料費	実費
その他日常生活上必要となる諸費用	実費

（3） 利用者の選択により提供するサービス利用料金

項目	金額
コピー料金	白黒 10円/枚
	カラー 30円/枚
その他のサービス	実費

(4) 利用者負担の上限管理

複数の障害福祉サービスを利用している場合で、利用者負担上限月額を超える見込みがある場合は、利用者負担の上限管理を行います。

(5) 利用者負担金の支払い方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の5日までに請求いたします。請求月の15日までに、以下の方法でお支払いください。

<支払い方法>

- ・事務所での現金でのお支払い
- ・下記口座へのお振り込み

群馬銀行 笠懸支店 普通0502522 社会福祉法人チハヤ会 理事長 大澤賢一

桐生信用金庫 笠懸支店 普通0254405 社会福祉法人チハヤ会 理事長 大澤賢一

- ・自動口座引き落とし

ほとんどの銀行・郵便局がご利用いただけます。手数料はかかりません。あらかじめ手続きが必要です。

8 虐待の防止について

虐待防止に関する責任者	管理者：大矢英夫
虐待防止のための取り組み	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の利用を支援します。・苦情解決体制を整備しています。・従業者に対する研修を実施します。

9 苦情等申し立て先

当施設ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者 生活支援員：井上智子・ご利用時間 月～金曜日 9：00～17：00・電話番号 0277-47-7717・担当者が不在の場合は、事務所へお申し出ください。・苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。
第三者委員	当事業所では、次の方に苦情解決第三者委員を委嘱しています。 小内文江 0277-76-2249 久保塚義之 0277-76-4111 岩崎 満 0277-76-2015
みどり市社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・所在地 みどり市笠懸町鹿2952・電話番号 0277-76-2111
桐生市福祉課	<ul style="list-style-type: none">・所在地 桐生市織姫町1-1・電話番号 0277-46-1111
伊勢崎市障害福祉課	<ul style="list-style-type: none">・所在地 伊勢崎市今泉町2-410・電話番号 0270-24-5111

太田市障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 太田市浜町 2-35 ・電話番号 0276-47-1111
富岡市福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 富岡市富岡 1460-1 ・電話番号 0274-62-1511
安中市福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 安中市安中 1-23-13 ・電話番号 027-382-1111
群馬県運営適正化委員会 (群馬県社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 前橋市新前橋町 13-12 ・電話番号 027-255-6669 ・受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

10 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人岸会岸病院
医院長名	高木 正勝
所在地	桐生市相生町 2-277
電話番号	0277-54-8949
診察料	精神科・神経科・内科
入院設備	あり

11 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画等により対応いたします。
平常時の訓練	別途定める消防計画にのっとり、年2回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器 ・消火器 ・誘導灯 <p>※カーテン等は防災性のあるものを使用しています。</p>
防火管理者	藍原宣之

12 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具等の利用	事業所内の設備、器具等は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようにしてください。

当事業所は、サービスの提供にあたり、本書面のとおり重要事項について説明を行い、同意を得て交付いたしました。

平成 年 月 日

事業者 住所 みどり市笠懸町鹿 3592-3

名称 社会福祉法人チハヤ会（チアフル）

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者からサービスの提供について重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

平成 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

後見人・親権者 住所

氏名 印

続柄